

[第2部]  
第8章

# 調査、研究その他の 施策の推進

## 第1節 調査、研究等の実施

### 1 「日本人の食事摂取基準」の 作成・公表、活用促進

国民の健康の維持・増進、生活習慣病の予防を目的として国民が健全な食生活を営むことができるように、「日本人の食事摂取基準」を作成し、5年ごとに改定している。日本人の食事摂取基準（2010年版）は、平成22年度から平成26年度まで使用することになっている。食事摂取基準では、エネルギー、炭水化物、たんぱく質、脂質、各種ビタミン及びミネラルといった栄養素を性別、年齢別でどのくらい摂取したら良いかについて定めている。

### 2 「日本食品標準成分表」の 充実、活用促進

日本食品標準成分表は、戦後間もない昭和25年に初版を公表して以降、国民が日常摂取する食品の成分に関する基礎データを提供することを目的として、食品数や成分項目の充実を図るための改訂を重ねてきている。平成22年11月、5年ぶりの改訂として公表した「日本食品標準成分表2010」では、無機質のヨウ素、セレン等をはじめ、新たに7つの成分項目を追加しており、収載内容は1,878食品、50成分項目となっている。また、このデータ

については「食品成分データベース」としてインターネット上で公開し、国民が利用しやすい情報として提供している。（コラム：日本食品標準成分表・食品成分データベースを活用しよう参照）

### 3 国民健康・栄養調査の実施、 活用

健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにするため、国民健康・栄養調査を実施している。

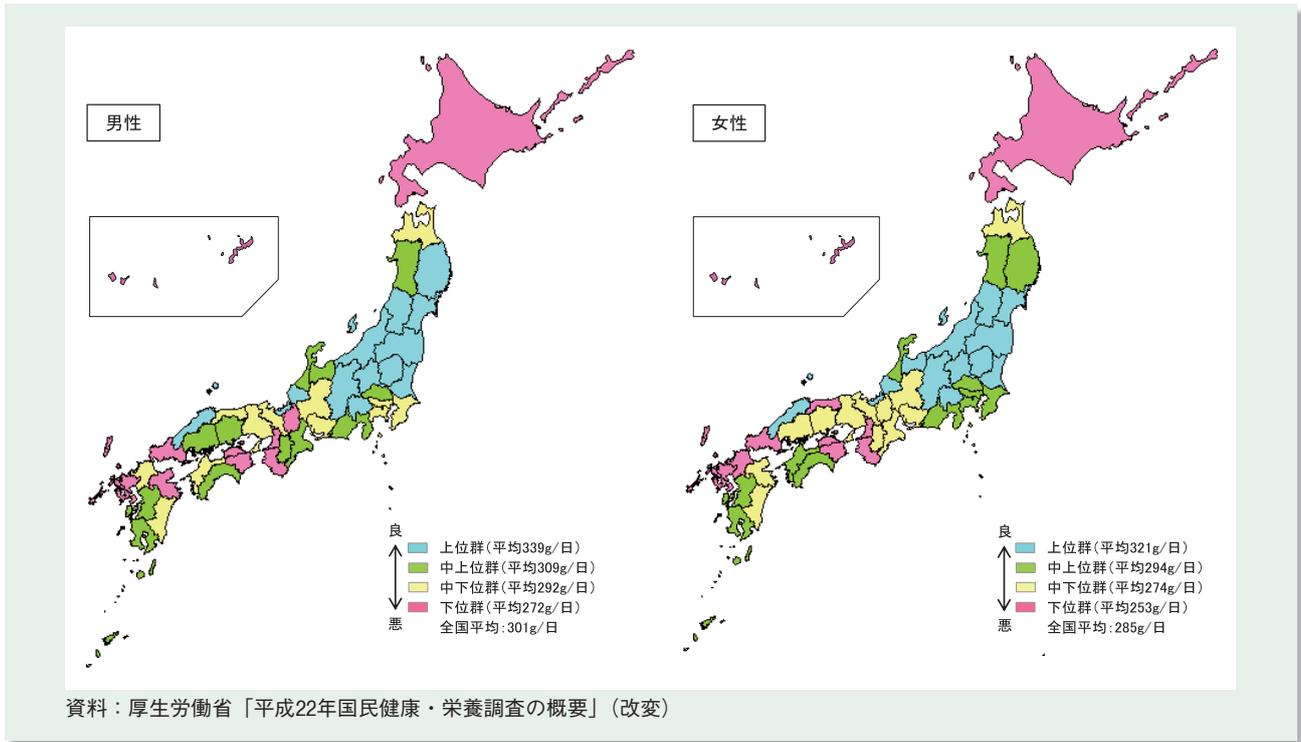
国民健康・栄養調査は、毎年11月に実施しており、身長、体重、血圧等の身体状況に関する事項、食事の状況やエネルギー及び栄養素等摂取状況に関する事項、食習慣、運動習慣、休養習慣、飲酒習慣、歯の健康保持習慣等生活習慣の状況に関する事項について、把握し、解析、公表している。

平成22年の調査においては、所得と生活習慣等に関する状況を分析したところ、世帯の所得が600万円以上の世帯員と比べて、200万円未満、200万円以上～600万円未満の世帯員は、肥満者（女性）、朝食欠食者の割合が高く、野菜の摂取量が少なかった。また、都道府県別の主な生活習慣の状況について、平成18年～22年の5年分の国民健康・栄養調査データを用いて、約1/4に区分して比較したところ、男女とも野菜摂取量が多いのは山形県、新潟

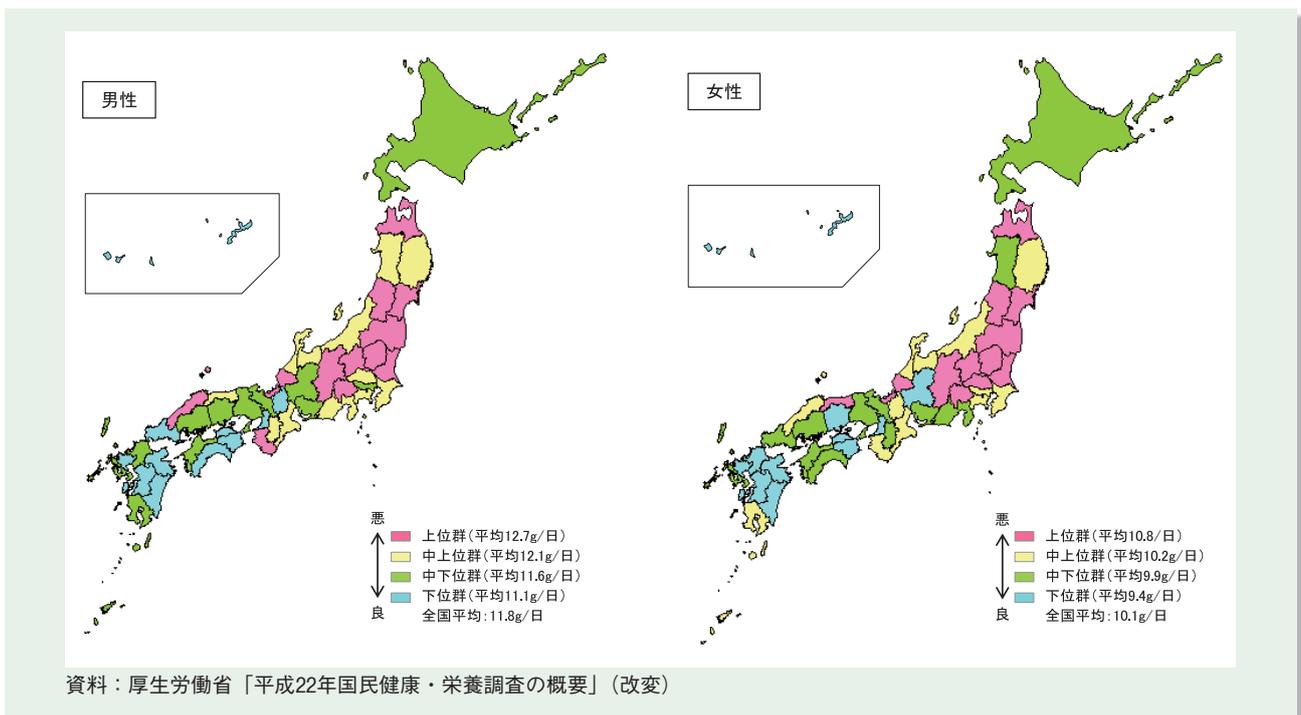
県、福井県、長野県、食塩摂取量が低いのは大阪府、香川県、佐賀県、沖縄県など東高西低の傾向がみられた（図表-58、図表-59）。

平成23年の調査では、買い物弱者等、社会経済状況や地域の特徴による格差等も踏まえた新たな項目の把握も行っている。

図表-58 年齢調整野菜摂取量の平均値



図表-59 年齢調整食塩摂取量の平均値



国民健康・栄養調査は、健康の増進に関する時代のニーズに合わせて企画、実施を行い、結果については、厚生労働省のホームページに掲載するとともに、独立行政法人国立健康・栄養研究所のホームページにおいて、昭和20年代から実施されてきた国民栄養調査の結果も併せて掲載するなど調査結果の情報の提供を行っている

([http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kenkou\\_eiyou\\_chousa.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kenkou_eiyou_chousa.html))。

## 4 農林漁業や食料の生産、流通、消費に関する統計調査の実施・公表

食育を推進する上で必要となる農林漁業の姿や食料の生産、流通、消費に関する基礎的な統計データを広く国民に提供し、食育に対する国民の理解増進を図っている。主なものは次のとおりである。

- (1) 米や野菜等主要な農畜産物の生産や流通に関する調査、魚介等の水産物の生産や流通に関する調査を実施・公表
- (2) 世帯及び外食産業における食品ロスの実態を明らかにする調査の公表及び食品産業における食品廃棄物等の発生量や再生利用等の実態を明らかにする調査を実施

## 第2節 海外の食育に関連する状況、国際交流の推進等

### 1 食育の海外展開

独立行政法人国立健康・栄養研究所では、アジア各国の若手研究者を研究所に招き、研

修や共同研究等を行っている。特に近年、「食育」に対する各国の研究者の関心は高く、共同研究を通じて、その手法や成果を世界に発信している。

外務省では、海外広報活動の中で食育関連トピックを取り上げている。具体的には、日本の食文化等も取り上げている海外向け日本事情発信誌「にぽにか」を、在外公館を通じて配布している。また、在外公館で上映や貸出を行ったり、海外のテレビ局にて放映されたりしている映像資料「ジャパン・ビデオ・トピックス (Japan Video Topics)」においても、日本の食文化や日本食の紹介を行うなどしている。

また、在外公館等において、日本食文化の普及を目的に、各国要人やオピニオンリーダー等に対して日本産の食材を用いた日本食等を提供する取組を行っている。このほかにも、諸外国の人々に対し日本の食文化を紹介するため、在外公館や国際交流基金・JRO (NPO法人日本食レストラン海外普及推進機構) 等の活動として、日本食紹介レクチャー・デモンストレーション、和食講座等を行っている。

### 2 海外における食生活の改善等

世界では現在、約10億人が栄養不足に苦しんでいると予測され、その大半が開発途上国で暮らしていると推計されている。

このような窮状を改善するため、我が国は様々な形で取組を行っている。まず、開発途上国が直面する食料不足を解決するため、米や小麦等を購入する資金供与を実施する「食糧援助」について、二国間及び国際機関経由で、平成23年度には約111億円（平成22年度約188億円）の支援を実施するとともに、開